

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸入通關事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 (省略) 受付管理事務</p> <p>1 輸入（納税）申告書等（輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。）及び仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類（税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。）が担当部門に提出された際には、通關担当統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認（引取申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る輸入申告をいう。以下同じ。）が行われた場合にあっては、特例輸入者（同条第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）であるか、引取担保（同法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）が提供されているかを確認（引取担保の提供の有無は収納課（収納課が設置されていない税關官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。）に確認する。）の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号（以下「インボイス受理番号」という。）又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号（以下「減免税等手続等受理番号」という。）が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確</p>	<p>輸入通關事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 (同左) 受付管理事務</p> <p>1 輸入（納税）申告書等（輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。）及び仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類（税関手續申請システム（以下「申請システム」という。）により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。）が担当部門に提出された際には、通關担当統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認（引取申告（特例申告（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 7 条の 2 第 2 項（申告の特例））に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物（同条第 1 項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告をいう。以下同じ。）が行われた場合にあっては、特例輸入者（同項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）であるか、<u>指定貨物であるか</u>、引取担保（同法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）が提供されているかを確認（引取担保の提供の有無は収納課（収納課が設置されていない税關官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。）に確認する。）の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号（以下「インボイス受理番号」という。）又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号（以下「減免税等手続等受理番号」という。）が記載されている場合は、申請システムの「イ</p>

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認を行うものとする。</p> <p>また、検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的に通関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる（下記第 2 の 1 に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通關担当統括審査官。）ので留意する。</p> <p>（1）～（6）（省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>事前審査においては、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>なお、配付を受けた申告書に申請システムの「インボイス受理番号」又は「減免税等手続等受理番号」が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</p> <p>（1）引取りに関する事項の審査</p> <p>イ （省略）</p> <p>□ <u>関税法第 69 条の 11</u>、同第 70 条、同第 71 条に基づく輸入許可等の要件に関する審査</p> <p>なお、関税法第 70 条に基づく他法令の確認に係る審査は、原則として他法令の許可書、承認書等により行い、貨物の種類、輸出国、数量等からみて当該許可書、承認書等の内容に疑義がある場合には、輸入者から追加的な説明又は資料の提出等を求め、当該疑義の解明を図るものとする。更に、引取申告の場合において、輸入者が他法令手続を不要と判断した申告であっても、申告された貨物の品名等により当該手続の必要性について疑義がある場合には、輸入の許可の判断のため仕入書の提出を求め疑義の解明を図るものとする。</p> <p>（2）納税に関する事項の審査</p> <p>イ及び□ （省略）</p> <p>ハ <u>関税法第 12 条の 2</u>に基づく過少申告加算税の賦課に関する審査</p> <p>申告書に記載された納付すべき税額が過少であることが判明し</p> <p>ンボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的に通關担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる（下記第 2 の 1 に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通關担当統括審査官。）ので留意する。</p> <p>（1）～（6）（同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>事前審査においては、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>なお、配付を受けた申告書に申請システムの「インボイス受理番号」又は「減免税等手續等受理番号」が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</p> <p>（1）引取りに関する事項の審査</p> <p>イ （同左）</p> <p>□ <u>関税法第 69 条の 8</u>、同第 70 条、同第 71 条に基づく輸入許可等の要件に関する審査</p> <p>なお、<u>関税法第 70 条（証明又は確認）</u>に基づく他法令の確認に係る審査は、原則として他法令の許可書、承認書等により行い、貨物の種類、輸出国、数量等からみて当該許可書、承認書等の内容に疑義がある場合には、輸入者から追加的な説明又は資料の提出等を求め、当該疑義の解明を図るものとする。更に、引取申告の場合において、輸入者が他法令手続を不要と判断した申告であっても、申告された貨物の品名等により当該手続の必要性について疑義がある場合には、輸入の許可の判断のため仕入書の提出を求め疑義の解明を図るものとする。</p> <p>（2）納税に関する事項の審査</p> <p>イ及び□ （同左）</p> <p>ハ <u>第 12 条の 2 ((過少申告加算税))</u>の賦課に関する審査</p> <p>申告書に記載された納付すべき税額が過少であることが判明し</p>	

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>た場合には、担当部門の統括審査官の確認を得たうえで、輸入者等に対して修正申告（関税法第 7 条の 14 第 2 項に規定する補正による修正申告）を<u>しようよう</u>するとともに、加算税の賦課対象となり得ること並びに加算税が賦課される場合には、後日賦課決定通知書及び納付書が輸入者宛に送達されることを口頭により通知し、申告書の税關記入欄等に当該通知をした旨を記録する。</p> <p>二 （省略） (3) （省略） 2 及び 3 （省略）</p> <p>第 2 貨物確認事務等 1 ~ 4 （省略） 5 統括官等は、関税法基本通達 67 - 1 - 8 の規定に基づいて貨物確認を行う貨物の指定を行うものとし、指定に当たっては貨物確認を行う職員に対して貨物確認のポイント及び要領を的確に指示することとする。</p> <p>6 （省略）</p> <p>第 3 引取申告に係る貨物の輸入許可及び輸入許可後の処理 1 輸入の許可までの処理 事前審査及び貨物確認（監視部による検査が行われる場合には当該検査）を終了したときは、輸入（引取）申告書（特例申告貨物に係る輸入申告書をいう。以下同じ。）及び関係書類を収納課に回付し、収納課において輸入を許可したときは、収納課から審査担当部門に輸入（引取）申告書（原本）及び関係書類を返付させることとする。</p> <p>2 （省略）</p> <p>第 4 特例申告書の受理等 1 特例申告書の受理 統括官等は、特例申告書が提出されたときは、特例申告書が提出期限内に提出されているか、提出先税關が正しいか、特例申告書及び納付書に記載すべき事項がすべて記載されているか、特例申告書の際に提出することとされている書類が添付されているかを確認の上、不備がない場合にはこれを受理する。また、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）7 の 2 - 3 に規定する特例申告書及び添付書類の回付に際しては、前記第</p>	<p>た場合には、担当部門の統括審査官の確認を得たうえで、輸入者等に対して修正申告（関税法第 7 条の 14 第 2 項（<u>補正による修正申告</u>）に規定する補正による修正申告）を<u>慾懃</u>するとともに、加算税の賦課対象となり得ること並びに加算税が賦課される場合には、後日賦課決定通知書及び納付書が輸入者宛に送達されることを口頭により通知し、申告書の税關記入欄等に当該通知をした旨を記録する。</p> <p>二 （同左） (3) （同左） 2 及び 3 （同左）</p> <p>第 2 貨物確認事務等 1 ~ 4 （同左） 5 統括官等は、関税法基本通達 67 - 1 - 8 (<u>検査貨物の指定等</u>) の規定に基づいて貨物確認を行う貨物の指定を行うものとし、指定に当たっては貨物確認を行う職員に対して貨物確認のポイント及び要領を的確に指示することとする。</p> <p>6 （同左）</p> <p>第 3 引取申告に係る貨物の輸入許可及び輸入許可後の処理 1 輸入の許可までの処理 事前審査及び貨物確認（監視部による検査が行われる場合には当該検査）を終了したときは、輸入（引取）申告書（<u>特例申告に係る指定貨物の輸入申告書</u>をいう。以下同じ。）及び関係書類を収納課に回付し、収納課において輸入を許可したときは、収納課から審査担当部門に輸入（引取）申告書（原本）及び関係書類を返付させることとする。</p> <p>2 （同左）</p> <p>第 4 特例申告書の受理等 1 特例申告書の受理 統括官等は、特例申告書が提出されたときは、特例申告書が提出期限内に提出されているか、提出先税關が正しいか、特例申告書及び納付書に記載すべき事項がすべて記載されているか、特例申告書の際に提出することとされている書類が添付されているかを確認の上、不備がない場合にはこれを受理する。また、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）7 の 2 - 3 (<u>特例申告書の受理及び審査</u>) に規定する特例申告書及び添付</p>

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 の 2 により保管している輸入（引取）申告書を併せて回付する。 なお、本関以外の官署において輸入許可を受けた<u>特例申告貨物</u>に係る特例申告書が本関に提出された場合にあっては、本関の統括官等は、輸入を許可した官署の通関部門に「特例申告書を受理した」旨を確実に通報するとともに、当該特例申告書を収納課に回付し、輸入を許可した官署の統括官等は前記第 3 の 2 により保管している輸入（引取）申告書の写しを本関の収納課に回付する。</p>	<p>書類の回付に際しては、前記第 3 の 2 により保管している輸入（引取）申告書を併せて回付する。 なお、本関以外の官署において輸入許可を受けた<u>指定貨物</u>に係る特例申告書が本関に提出された場合にあっては、本関の統括官等は、輸入を許可した官署の通関部門に「特例申告書を受理した」旨を確実に通報するとともに、当該特例申告書を収納課に回付し、輸入を許可した官署の統括官等は前記第 3 の 2 により保管している輸入（引取）申告書の写しを本関の収納課に回付する。</p>
<p>2 特例申告が行われない場合の処理 前記第 3 の 2 により輸入（引取）申告書（原本）を保管している通関部門は、毎月初めに<u>特例申告貨物</u>で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書の提出期限内に特例申告書が提出されていないものを把握し、当該申告書を提出すべきであった特例輸入者に対して、期限後特例申告書（関税法第 7 条の 4 第 2 項に規定する期限後特例申告書をいう。）を提出するようしょうようする。</p>	<p>2 特例申告が行われない場合の処理 前記第 3 の 2 により輸入（引取）申告書（原本）を保管している通関部門は、毎月初めに<u>特例申告</u>に係る<u>指定貨物</u>で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書の提出期限内に特例申告書が提出されていないものを把握し、当該申告書を提出すべきであった特例輸入者に対して、期限後特例申告書（関税法第 7 条の 4 第 2 項に規定する期限後特例申告書をいう。）を提出するようしょうようする。</p>